［略］

第39類　プラスチック及びその製品

注

1　［略］

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)～(y)　［略］

(z)　第96類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン、シャープペンシル並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）

3～11　［略］

号注

1　この類の各項において重合体（共重合体を含む。）及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a)　一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　［略］

(2)　第3901.30号、第3901.40号、第3903.20号、第3903.30号又は第3904.30号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するコモノマーユニットが全重量の95％以上を占める場合に限り、それらの号に属する。

(3)及び(4)　［略］

(b)　［略］

2　［略］

［同左］

第39類　プラスチック及びその製品

注

1　［同左］

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)～(y)　［同左］

(z)　第96類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン並びにシャープペンシル）

3～11　［同左］

号注

1　この類の各項において重合体（共重合体を含む。）及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a)　一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　［同左］

(2)　第3901.30号、第3903.20号、第3903.30号又は第3904.30号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するコモノマーユニットが全重量の95％以上を占める場合に限り、それらの号に属する。

(3)及び(4)　［同左］

(b)　［同左］

2　［同左］

		［略］				［同左］		
39.01		エチレンの重合体（一次製品に限る。）			39.01	エチレンの重合体（一次製品に限る。）		
3901.10 ～ 3901.30		［略］			3901.10 ～ 3901.30	［同左］		
3901.40		－比重が0.94未満のエチレン－アルファーオレフィン共重合体				［新規］		
	010	－－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		ＫＧ				
	090	－－その他のもの		ＫＧ				
3901.90		［略］			3901.90	［同左］		
39.02 ～ 39.06		［略］			39.02 ～ 39.06	［同左］		
39.07		ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）			39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）		
3907.10 ～ 3907.50		［略］			3907.10 ～ 3907.50	［同左］		
		－ポリ（エチレンテレフタレート）			3907.60	000	－ポリ（エチレンテレフタレート）	ＫＧ
3907.61	000	－－粘度数が１グラムにつき78ミリリットル以上のもの		ＫＧ				